

大治町教育大綱

大 治 町

大治町教育委員会

令和 8 年 3 月

はじめに

令和2年2月末、新型コロナウイルスによる「感染リスクにあらかじめ備える」ためとして、国から全国一斉休校の要請が発表されました。以後、令和2年5月中旬まで休校となりました。時差登校等を経て登校できるようになったものの、感染対策として手指消毒だけでなく三密（密閉・密集・密接）を避けることを徹底し、マスクの着用・給食の黙食・グループ学習を避けるなど、学校生活が大きく様変わりしました。この対応は、令和5年5月新型コロナウイルス感染症が5類に移行するまで続けました。

密集を避けることからタブレットの導入が加速しました。本町では、タブレットの導入に合わせ、ICTの利活用研究を推進してまいりました。また、一斉に休校にしたことで、学校には、「どんな役割があるのか」を見つめなおすきっかけにもなりました。「頑張って学校に通う」という当たり前が、「人に病気を移さないよう熱があれば休む」ことも選択するというようになり行動が変わってきました。子どもたちのあるがままを受け入れ、その子にあった学びをさせようと多様な学びのできる環境づくりが、今、求められています。

こうした実践の成果や地域社会の情勢を踏まえ、これからの5年間の教育の重点を「探求的な学びのできる教育の推進、ICTを活用した授業の構築、地域との協働活動の推進」と致しました。

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定されるものです。また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく大治町の教育振興基本計画として位置付けるものです。

2 関連計画

大治町では、「第5次大治町総合計画」を令和5年3月、まちの将来像を「つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる」と定め、策定しました。それを受けて、令和3年度から令和7年度まで従来の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力を踏まえ、教育大綱として策定しました。今回は、この成果と課題に基づき、国で策定された「第4期教育振興基本計画（令和5年6月）」及び県で策定された「第5次愛知県教育振興基本計画（令和7年12月）」を受け、見直すものです。

3 大綱の対象期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

4 大綱の基本理念と目指す町民の姿

基本理念を「家庭・地域で育て、学校で伸ばし、社会で磨く」とすることで、それぞれの責任を明確にし、一人一人のウェルビーイング（※1）の実現を目指します。そして、誰もが社会に必要な存在であると感じられることを願い、目指す町民の姿を「郷土を愛し、持てる力を発揮するとともに、未来を見据え創造的に実践する人」としています。

※1 ウェルビーイング：誰かにとって本質的に価値のある状態、その人にとって究極的に善い状態、その人の自己利益にかなうものを実現した状態。

5 目指す教育の方向性

大綱の基本理念と目指す町民の姿を実現するために、4つの基本的な取組の方向を定めます。

1 社会課題を自分事としてとらえ、考える力の育成 ～自己効力感～

探究的な学びの充実のために、児童生徒が社会の課題を自分事としてとらえ、明確な答えがひとつではない問いに対して、他者と協働しながら試行錯誤を重ねます。それにより、失敗を恐れずに挑戦し、困難を乗り越える力を育成していきます。また、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力を、各教科の学習活動において、意図的かつ継続的に育んでいきます。

【主な施策】

・習得・活用・探究の学びのサイクルの確立

自ら課題や問いを立て、予想を立て情報を集めて検証し、考えたことを表現する「探究」的な学びへと発展させるために、基礎的・基本的な知識や技能を「習得」する段階を丁寧に指導し、それらを「活用」しながら自分の考えを広げたり深めたりする学びへとつなげる一連の流れを確立させます。

・探究的な学びの推進

児童生徒が、自ら課題をみつけて粘り強く追求し、仲間と話し合っ自らの認識を新たにしたり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造性豊かな「探究的な学び」を推進し、一人一人の可能性を最大限引き出します。

・学びの中での批判的思考力・メディアリテラシーの育成

情報を鵜呑みにせず、多面的・多角的に考え、自分の意見を再構築できる力は、変化の激しい社会において不可欠です。多様な視点を取り入れた話し合いや振り返りを通して、児童生徒が自分の考えを深めていけるよう工夫します。

・地域との連携

地域の人材と資源を積極的に活用し、実社会とつながる学びを展開します。地域課題を学びに取り入れることで、「自分事」として社会に目を向け、他者とのつながりや公共性について考える力へとつなげます。

・STEAM教育(※2)の充実

児童生徒が数学的、科学的な基礎を身につけながら、批判的思考力を活用し、技術や工学を応用した想像的・創造的なアプローチで、社会に存在する問題に取り組めるよう、「なぜ」という問いが学びの核となることを目指します。

そして、ICTを活用し、児童生徒が情報モラル・情報セキュリティを学びながら、情報の収集、整理、比較、発信、共有等を行うことができるよう、教科指導に限らず学校行事など様々な機会に情報活用能力を育成します。

・部活動の地域展開

国の方針に従い、部活動地域移行実証事業を経て、令和8年8月から土日の部活動を地域クラブ活動へ移行します。継続的かつ円滑に地域展開等を進められるよう、指導者となりうる競技経験を有する人材や、スポーツ施設の活用等について、環境整備を進めます。

※2 STEAM教育: Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Arts (芸術)、Mathematics (数学) を統合的に学習する教育手法

2 それぞれのウェルビーイングを認め合う ～自己有用感～

価値観の異なる多様な人々と意思疎通を図り、主体的に問題を解決し行動する力を育成します。また、社会人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるように努めます。

【主な施策】

・他者との関わりを大切にできる心の育成

話し合い、実践、振り返り等の一連の学習において、仲間と協力したり、互いに認め合ったりする場面を多く取り入れることで、心身の健康、幸福感、社会的なつながりの高まりを意識した活動を推進します。

・特別支援教育の充実 ～幼保小中連携～

個別の支援を要する児童生徒に対して、一人一人の多様なニーズに対応し、適切な支援・指導が行えるよう、共生社会実現に向けたインクルーシブ教育を推進し、連続性のある多様な学びの場を充実するための取組を展開します。個別の支援計画・指導計画の活用及び引継率を向上させるため、幼保小中の連携を推進します。

・不登校児童生徒への対応とそれぞれの学びの機会の確保

小学生から中学生になったとき、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加したりすることがあります。それを解消するために、小学校と中学校が連携して、小学校の先生が中学校の授業を参観したり、中学校の先生が小学校で授業を行ったりする取組を行います。また、教育相談連絡会を定期的に行ったり、小中学校間の生徒指導情報の共有をしたりします。また、教育支援センターにより、児童生徒の個々の状況にあった学びの場を支援します。

・いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応

学校と警察との情報連携・行動連携を一層推進し、組織的に対応します。いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に取り組み、日頃からいじめを訴えやすい雰囲気醸成します。また、SNSに起因するトラブルの未然防止と早期対応に努めます。

・教育相談の充実

特別支援・不登校・発達・就学・学習等様々な悩みを抱える児童生徒・保護者に寄り添い、予防的対応をしたり、きめ細かく対応したりするために相談できる場（子ども応援本部（※3））を活用し、教育相談を充実させます。内容によっては、多様な専門家の支援による相談体制をつくっていきます。

・自分の人生の舵取りをする力の育成

日常の自治的な活動や社会体験・生活体験を通じて、他人の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重する態度を養い、児童生徒の社会性を育みます。また、「魅力あるあいちキャリアプロジェクト」により、小学生は体験活動等を、中学校は職場体験等を核としつつ、学校での学びと将来の職業とのつながりを見通し、学習意欲を高められるキャリア教育を推進します。

また、新時代に対応した高等学校改革推進事業を推進している美和高校との連携を図り、生徒が地域を舞台に活躍し、自分を磨き、希望する進路を実現できる力の育成に取り組みます。

※3 子ども応援本部：令和2年度より設置。地域の教育支援活動等の総合的な調整、児童生徒及び保護者との教育相談などを行う。

3 一人一人のウェルビーイングの向上 ～教育環境～

子どもたちをはじめとするすべての町民が、安心して学ぶことができる環境づくりを計画的に進めます。また、災害時でも主体的に行動することができる態度を育成するために、地域、家庭、関係機関と連携した防災教育や子どもたちの健やかな成長のための健康教育の推進に努めます。その他、町民が生涯を通じて学び、スポーツに触れることができる体制づくりに努めます。

【主な施策】

・教員の働き方改革

「教育の質の保証」の観点から、学校教育活動を持続可能なものとし、教員が本来担うべき職務に専念できるよう、教員の働き方を見直します。教員の意識改革や、地域の力の活用、ICT機器の活用、行事や会議の精選を行うことで、業務の削減や平準化を行います。

・充実した教員研修

中核的な役割を担う教員研修、少経験者研修等、指導力のさらなる向上を図るための教員研修を充実させます。

・人権教育の推進

児童生徒が人権や多様性への理解を自らの問題として考え、判断力や実践力を身に付けることができるよう、効果的な学習方法や指導方法を改善・工夫します。児童生徒が社会の担い手として様々な人々と手を携えて生きていけるよう、命を大切にす心や他人を思いやる心、人権を尊重する心など豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

また、性的指向・性自認に関する人権問題について、正しい理解と認識を深める教育・啓発を進めます。

・家庭教育の推進

子育て家庭が社会的に孤立しないように、就園・就学前といった早い段階からの子育て支援講座の開催や子育てに関する相談窓口の充実を図り、必要に応じて様々な機関との連携を図ります。また、子どもの発達段階に応じて学ぶことができるように保護者の支援に努めます。

・社会体育への取組 ～総合型地域スポーツクラブの活用～

スポーツ課主催のスポーツセンター講座により、体力づくりや健康づくりを推進し、運動習慣を確立します。また、総合型地域スポーツクラブ（スポーツプラスおおはる）と連携して、子ども向け運動教室や年間体力づくり教室等、運動をする機会のより一層の充実を図ります。

・公民館事業の充実

地域の歴史を学ぶ機会の充実として、地域の人々に、より一層郷土に愛着をもってもらうために、大治町の歴史について学ぶ歴史講座などの公民館事業を充実させます。また、世代をこえた地域の人々と大治太鼓に接する機会や、古くから伝わる明眼院等の文化財に触れる機会を増やします。

豊かな心を育むとともに子どもたちの自発的・主体的な学習活動を支援するために、読書習慣の確立に努めます。また、地域における学びの情報拠点として町民に親しまれ、頼りにされるよう、公民館図書室の充実を図ります。

4 セーフティネットの構築 ～地域で子どもを育てる～

地域の人々が長年守ってきた伝統文化や文化財を生かし、世代をこえた活動をすすめます。また、地域や家庭、学校が連携し、子どもたちの健やかな成長のために地域の人々がさまざまな関わりを持つことができるように努めます。

【主な施策】

・安全教育の推進（防犯、防災、交通安全等）

大規模災害や事故の発生に備えて、計画的に避難訓練や防災訓練を行います。また、子どもたちの健やかな成長のために情報モラル教育や防災・防犯教育を行い、より実践的な力を養うよう努めます。施設設備については、地域の人々が安心して使用することができるように、強靱化対策を軸とした整備を推進します。

・学校運営協議会と地域学校協働活動の推進

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるため、学校運営協議会を設置し、地域の人々の声を学校教育に生かします。また、地域学校協働活動として、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、各種団体等の幅広い人々の参画を得て、「学校を核とした地域づくり」を推進します。

ボランティア団体である「はるボラ」や「ONBの会」と連携し、地域の人々が子どもたちに関わる機会を増やします。

・子どもたちの放課後対策事業の推進

子どもたちが充実した時間を過ごすため、放課後児童クラブや放課後子ども教室等の計画的な整備に努めます。

・学校ホリデー・ラーケーションの活用

「県民の日学校ホリデー」「ラーケーションの日」を契機として教員が休暇を取得し、家族とともに豊かな時間を過ごすことを推進します。

「県民の日学校ホリデー」「ラーケーションの日」により、家庭での主体的な学び・体験的な学びを推進します。

・小中学生のボランティア活動の推進

豊かな人間形成と将来の社会参加の基盤作りのため、多様な奉仕活動・体験活動の機会が与えられるように、質量共に充実した活動の機会を作ります。また、地域の関係団体や関係行政機関等と連携しつつ、子どもたちが活動に参加しやすいような環境作りに努めます。

大治町教育大綱 (概要版) R8.3

1 策定の趣旨

- 大治町では、「第5次大治町総合計画」を令和5年3月、まちの将来像を「つなげよう、広げよう 心かようまち おおはる」と定め、策定した。それを受けて、令和3年度から令和7年度まで従来の基本理念を継承しつつ、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力を踏まえ、教育大綱として策定した。今回は、この成果と課題に基づき、国で策定された「第4期教育振興基本計画（令和5年6月）」及び県で策定された「第5次愛知県教育振興基本計画（令和7年12月）」を受け、見直す。

2 計画の性格

「教育基本法」第17条第2項に規定する教育振興基本計画であるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3に規定する「大綱」とする。

3 大綱の対象期間

令和8年度から令和12年度の5年間

4 基本理念と「目指す大治町民」の姿

基本理念： 家庭・地域で育て、学校で伸ばし、社会で磨く

【目指す「大治町民」の姿】

郷土を愛し、持てる力を発揮するとともに、未来を見据え創造的に実践する人

5 取組の柱と施策の展開（イメージ）

【目指す「大治町民」】

郷土を愛し、持てる力を発揮するとともに、未来を見据え創造的に実践する人

基本的な取組の方向

社会課題を自分事としてとらえ、考える力の育成

それぞれのウェルビーイングを認め合う

一人一人のウェルビーイングの向上

セーフティネットの構築

自己効力感

自己有用感

教育環境

地域で子どもを育てる

施策

- 習得・活用・探究の学びのサイクルの確立
- 探求的な学びの推進
- 学びの中での批判的思考力・メディアリテラシーの育成
- 地域との連携
- OSTEAM 教育の充実
- 部活動の地域展開

- 他者との関わりを大切にできる心の育成
- 特別支援教育の充実
～幼保小中連携～
- 不登校児童生徒への対応とそれぞれの学びの機会の確保
- いじめや暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応
- 教育相談の充実
- 自分の人生の舵取りをする力の育成

- 教員の働き方改革
- 充実した教員研修
- 人権教育の推進
- 家庭教育の推進
- 社会体育への取組
～総合型地域スポーツクラブの活用～
- 公民館事業の充実

- 安全教育の推進
(防犯、防災、交通安全等)
- 学校運営協議会と地域学校協働活動の推進
- 子どもたちの放課後対策事業の推進
- 学校ホリデー・ラーケーションの活用
- 小中学生のボランティア活動の推進